

I 学校における基本的な感染症対策について

ここでは、学校における基本的な感染症予防の対応について示しました。

1 学校における対応について

(1) 感染症予防策の徹底

①児童・生徒

ア 学校は、児童・生徒に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆う、マスクの着用など）の励行について指導すること。

なお、マスクの色は指定せず、礼法等でマスクを外すことを強要しないこと。

※ 手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※ 布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

イ 児童・生徒（及び保護者）には、毎朝、自宅で検温するよう指示するとともに、発熱等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導すること。

また、児童・生徒の健康状態等については「健康観察表」を配付し、家庭で毎日記入させ、月毎に回収し、学校で保管すること。

ウ 登校前に確認できなかった児童・生徒については、保健室等での検温及び風邪症状の確認をすること。

②教職員等（外部人材含む。）

ア 教職員等は、児童・生徒と接することから、手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を徹底すること。

イ 校長は、教職員等に毎朝自宅で検温を行わせ、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等には無理な出勤を避けるように積極的に促し、発熱等の風邪の症状がみられるときは自宅で休養させるなど、適切な措置を確実に講じること。

③校内環境

ア 適切な環境保持のため、教室等のこまめな換気を心掛けるとともに、空調や衣服による温度調節を含めて温度、湿度の管理に努めること。

イ 換気は、気候上、可能な限り常時2方向の窓を開けて行う。空調設備を設置し、稼働させている教室においても、換気は必要である。

ウ 校内に石けんや消毒用アルコールを設置するなど、手指の衛生を保てる環境を整備すること。

エ 教室やトイレなど児童・生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、窓枠、窓の鍵など）は、1日1回程度消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム、家庭用洗剤を浸した布巾やペーパータオルで拭き、環境衛生を良好に保つこと。

（別添「清掃チェックリスト」の活用により実施状況を管理する。）

- オ 消毒液（家庭用洗剤を含む）を使用した作業は、児童・生徒の発達段階に応じて使用させることができる。なお、消毒液を適切な濃度に薄める等の準備については、教職員が行うこと。
- カ 児童・生徒が通常実施する清掃活動と合わせて消毒作業を実施することができる。

（２）教育活動上の留意点

教育活動を行う際は、学校全体への感染症の拡大を防止するため、学級単位の活動を基本とするが、集会等、学級単位以上の人数が集まる場合や、保護者等が参加する学校行事を実施する際には感染予防を徹底すること。

①感染症対策に留意した指導

- ア 授業中、教員は飛沫防止のためマスク又は代用品（ハンカチ、手拭いなど）を着用する。
- イ 近距離での会話や発声等をできるだけ避けるため、授業において、グループや少人数による話し合い・教え合いなどの活動は、工夫して実施する。その際、咳エチケットの要領でマスク又は代用品（ハンカチ、手拭いなど）を着用することについて指導する。
- ウ マスクの代用品を着用する場合には、生活安全上の理由から、両手を開けておけるように結んで着用すること。
- エ 教員は、児童・生徒までの距離を可能な限り取ること。
- オ 教室等において、座席間を離して着席するなど、できるだけ児童・生徒間の距離を離すように配慮する。（p.9 座席配置例を参照）
- カ 授業規律を徹底し、授業中の私語や離席などについて十分な指導を行う。
- キ 授業中、児童・生徒が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、保護者に連絡した上で、下校させる。

②学年集会（朝礼等を含む）

- ア 放送設備等を活用し、各教室で実施することを基本とする。
- イ 体育館、校庭等で行う場合には、児童・生徒間の距離を最大限とったうえで実施する。

③学校給食及び昼食

- ア 配膳担当の児童・生徒の体調を確認する。
- イ 配膳担当の役割を明確にする。
- ウ 配膳・下膳の際は、児童・生徒ができるだけ間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。
- エ 児童・生徒、教員は白衣、エプロンを必ず着用する。
- オ 一度配膳した食事については、教室全体が下膳するまで食缶に戻さないよう指導する。
- カ 児童・生徒が対面して喫食する形態を避け、過度な会話については十分指導する。

④清掃

- ア 清掃場所の窓を開放し、十分な換気を行う。換気が難しい箇所の場合には、少人数にしたり、清掃時間の短縮等、清掃内容の簡素化を図ったりするなど工夫して行う。
- イ 清掃担当の役割を明確にする。
- ウ 清掃後は手洗いを徹底する。

⑤休憩時間

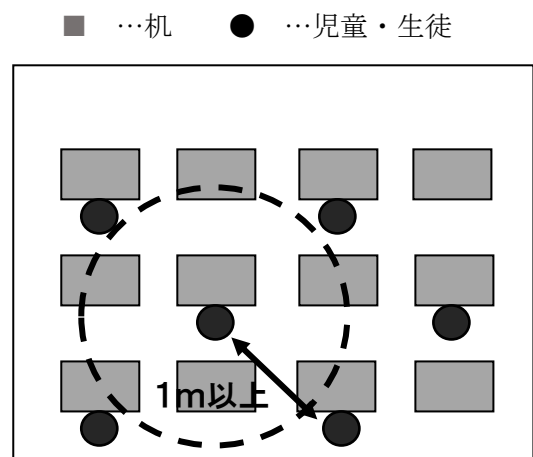
- ア 教室等の窓を開放し、十分な換気を行う。
- イ 特別教室や校庭等での活動後、また、トイレ使用後などに、手洗いを徹底する。

参考 感染レベルによる座席配置例

以下の図は、40人学級における座席配置の一例です。これらはいくまでも目安であり、それぞれの学校施設の状況や感染リスクの状況に応じて柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いいたします。

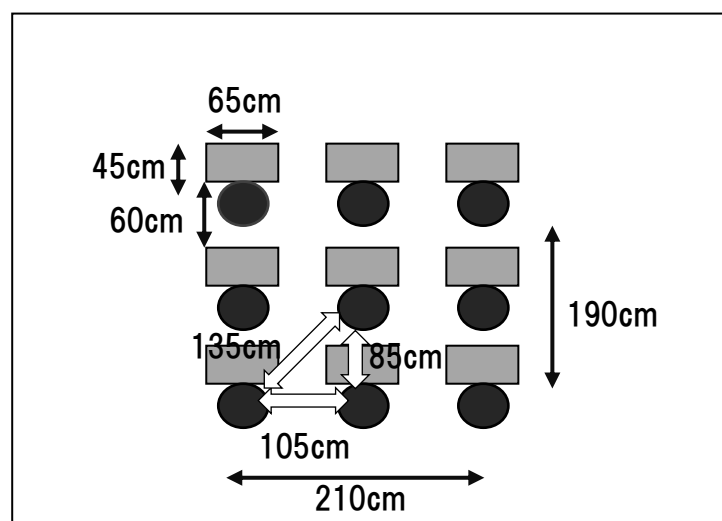
感染レベル3での座席配置の例

- ・児童・生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席配置を取ることを。
- ・このような形での学校教育活動を行うためには、学校の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を二つのグループに分けるなど分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となる。
- ・場合によっては学級担任が指導することにこだわらず、学校の状況によって指導の工夫を行い、学習機会の確保に努める必要がある。



感染レベル1・2での座席配置の例

- ・児童・生徒の座席間隔は、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように工夫すること。



※ 感染レベルは4ページ『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準による。

⑥部活動

- ア 密集を避ける等、工夫して実施する。
- イ 更衣室や部室を使用する際は、定期的に換気するとともに短時間の利用とし、生徒が密集した状態とならないよう工夫する。
- ウ 生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫する。
- エ 感染の拡大状況によっては、感染拡大地域への対外試合、定期演奏会、展覧会等、多数の児童・生徒・教職員等が集まる場への参加はなるべく自粛する。

⑦登校指導・下校指導

- ア 登校・下校時は、お互いに適切な距離を取って歩くこと、複数での会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努めることや、熱中症予防の観点から、必ずしもマスクを着用する必要はないことを指導する。
- イ 下校の際は、速やかに自宅等に帰るよう指導する。
- ウ 放課後の遊びについては、可とする。

⑧生徒会活動・委員会活動

- ア 活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。
- イ 生徒総会は、放送設備等を活用し、各教室で実施する。

⑨学校行事等

- ア 健康診断は、円滑な測定等が行われるよう、実施方法を検討し、検診時の待機者が滞留しないよう工夫を行う。なお、実施体制が整わない等の事由により、6月30日までに実施できない場合は、学校医等と調整の上、当該年度末までの間に可能な限り、速やかに実施する。
- イ 避難訓練等、児童・生徒の命に関わる訓練については工夫して実施する。特に校内・校外における避難経路の確認については確実にを行う。

⑩学校公開、保護者会、学校運営協議会等

- ア 学校における特定の保護者、地域関係者等が来校する行事については、東京都及び本市の感染状況から判断し、実施する。
- イ 当日説明する内容などを文書等であらかじめ保護者、関係者等に伝えるなど、なるべく短時間で行えるよう工夫する。
- ウ 開催の際は、会場当たりの参加人数や時間に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。
- エ 参加者についてはあらかじめ検温等の実施を家庭でお願いするとともに、滞在した時間、場所等について記録する。

⑪移動教室、修学旅行等

- ア 移動教室、修学旅行など宿泊を伴う行事や、遠足や社会科見学等の校外での活動のうち、交通機関（貸し切りバスを含む）を利用する活動は、東京都、本市及び滞在先の自治体等の感染状況から実施を判断する。
- イ 滞在先の施設利用については、計画に基づく見学や使用が可能かどうか十分に確認する。

(3) 登校の判断

①海外から帰国した児童・生徒について

ア 国や地域を問わず、留学等から帰国した生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。

なお、留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で14日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。

イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

②感染症の予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童・生徒を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

③医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒について

ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。

ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(4) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、朝の会や学級活動、保健指導、特別の教科 道徳などの時間を活用し、以下の内容について発達段階に応じた指導を行う。

①感染症についての正しい知識を理解すること。

②感染症は誰にでも起こりうること。

③感染症への偏見や差別は許されないこと。

④医療従事者、保健所の職員、清掃業務に携わる方々など、社会機能の維持にあたる人々が、自分たちの生活を支えてくれていること。

(5) 教職員の健康管理

①出勤時における体調の確認について

ア 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入すること。

イ 学校において「健康チェック表」を、出退勤カードリーダーのそばに常備し、出勤時に記入できるようにしておくこと。

ウ 管理職は、毎日、別添「健康チェック表」の記載内容を確認し、3週間は保管すること。

②感染予防の徹底について

ア 手洗い、咳エチケットを徹底し、近距離での会話や発声が必要な場面では、飛沫をとばさないようマスク等を装着すること。

イ 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養すること。

ウ 出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意すること。

③勤務時間外の行動について

ア 勤務時間外においても、「3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、密接な距離での会話や発声）が同時に重なる場」を避けること。

イ 家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

④教員が感染者又は濃厚接触者となった場合について

「Ⅱ 感染者等への対応」(p. 13)をもとに、教員が感染者又は濃厚接触者となった場合を想定し、学校の運営体制について、検討をしておくこと。

II 感染者等への対応

ここでは、感染者等が発生した場合、学校が取るべき対応について、フローチャート等で示しました。発生状況によっては、以下に示した通りの対応では不十分な場合があるため、感染と確定できない場合（疑い）においても、教育委員会や関係機関と連絡を取り合うことが重要です。

1 感染者が発生した場合

(1) 児童・生徒の場合

- ア 校長は、当該児童・生徒について、治癒するまでの間、出席停止とする。
- イ 校長は、教育委員会教育指導課に報告する。
- ウ 教育委員会は、学校保健安全法第20条に基づき、学校全体について臨時休業を行う。
- エ 教育委員会は、衛生主管部署と相談の上、当該児童・生徒の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の実施の有無、規模及び期間について判断する。
- オ 衛生管理部署は、当該児童・生徒の通う学校に対する積極的疫学調査により、濃厚接触者を特定し、その者に対して健康観察及び検査を要請する。
- カ 教育委員会及び学校は、保健所の指示に従い、校内の消毒を行う。消毒については、業者により実施する場合と、学校が実施する場合がある。学校が実施する場合には、当該児童・生徒の行動範囲等を考慮して、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を使用して実施する。
- キ 学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布する。

(2) 教職員の場合

- 校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。
- なお、以降の対応については、「1 (1) 児童・生徒の場合」のイからキまでと同様の取扱いとする（教職員においても、感染者と判明した場合、原則として、学校全体について臨時休業を行う場合があることに留意すること。）。

2 濃厚接触者を把握した場合（同居家族が感染した場合など）

(1) 児童・生徒の場合

- ア 校長は、児童・生徒の同居の家族の中に感染した者がいるなど、当該児童・生徒が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、事前に保護者に依頼しておくこと。
- イ 校長は、保護者や児童・生徒から濃厚接触者である旨の情報を得た場合は、保健所に濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該児童・生徒に対して出席停止の措置を行う。
- ウ 校長は、教育委員会教育指導課に報告する。
- エ この場合、教育委員会は、校長からの報告を受けた際、原則として臨時休業は実施しないが、必要に応じて、保健所の助言等を参考に、実施を検討する場合がある。
- オ 学校は、必要に応じて、保健所の指示に従い、他の児童・生徒の健康観察を行う。

カ 学校は、プライバシーに配慮し、保護者に対して説明文書を配布する。

(2) 教職員の場合

校長は、教職員が同居する家族の中に感染した者がいるなど、当該教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合には、当該教職員の居住地域を所管する衛生管理部署に、濃厚接触者に対する今後の対応を確認した上で、感染の有無等、状況が明らかになるまでの間、当該教職員を休ませる。

なお、以降の対応については、「2(1) 児童・生徒の場合」ウからカまでと同様の取扱いとする。

3 保健所の確認事項

感染者が発生した場合、保健所の調査に対し、学校は以下の内容について関係者に確認を行い、準備する必要がある。

- ア 感染者の行動記録、現在の状況、基礎疾患の有無
- イ 感染者の発熱等について、時系列の記録
- ウ 学校規模（教職員の人数、学年、学級、児童・生徒数）
- エ 児童・生徒、教職員の健康状況、健康観察の方法について
- オ 学校の平面図、職員室や学級の座席図
- カ 週案等、指導の記録、個別指導や部活動等の状況
- キ 授業、会議等参加者の名簿
- ク 小・中学校間交流等の状況
- ケ 校医との連携
- コ 消毒の実施状況について（使用アルコールの濃度、他消毒液の種類、使用状況等）

4 感染者の発生状況を踏まえた措置

特定の地域における患者やクラスターの発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合がある。

5 その他

(1) 保護者及び市民への周知

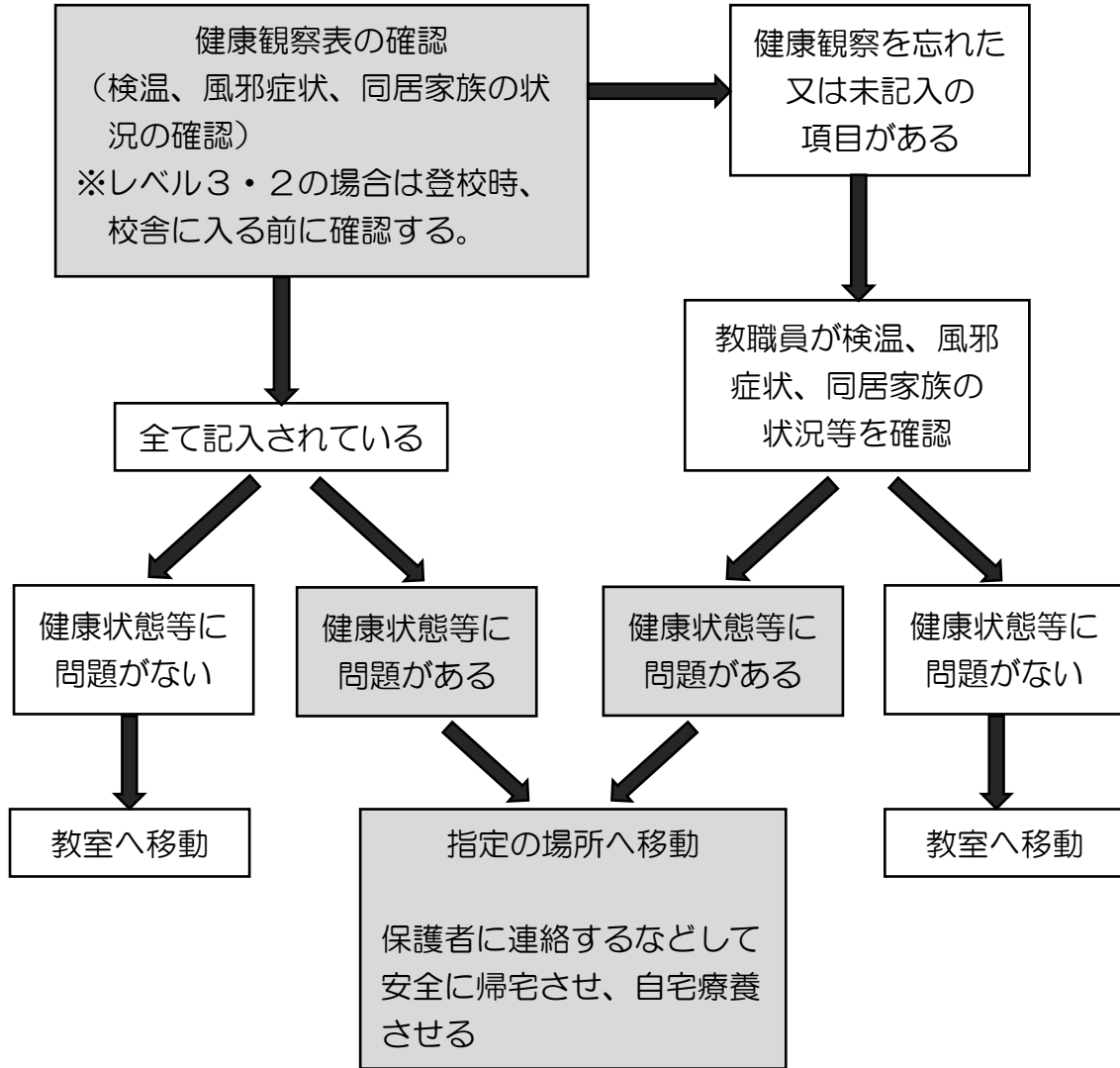
- ア 教育委員会は、市ホームページで感染状況を公開する。
- イ 学校は、臨時休業による学校の対応について、学校ホームページ及び学校配信メールで保護者に周知する。

(2) 関係課との調整

教育委員会は、関係課と連携し、今後の対応について検討する。

- ア 給食提供の中止について（学校給食課）
- イ 学童クラブについて（子ども青少年課）
- ウ 放課後子供教室の中止について（文化振興課）
- エ 学校施設等の消毒（教育施設課）

＜健康観察表を使用した登校時の健康観察例＞



参考

新型コロナウイルス感染症発生時 対応フローチャート

◎基本的な確認事項

- ・ 詳細な記録を取る（時間、滞在場所、対応者、対応状況等）
- ・ 速やかな情報共有（教職員・教育委員会）
- ・ 役割の明確化（管理職・主幹・養護・学年・担任）

(1) 学校で発熱等を確認した場合

学校で定めた場所で待機させる

- ・ 保護者に連絡
- ・ 症状がなくなるまで自宅で休養
- ・ 出席停止 ※治癒するまで（学校保健安全法第19条）

(2) 次の症状がある場合

- ① 風邪の症状、37.5度以上の発熱が続く
- ② 強いたるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

専門機関に相談するよう家庭に指導する。

- ◎ 多摩立川保健所 042-524-5171
- ◎ 合同電話相談センター 03-5320-4592

(3) 児童・生徒の保護者及び教職員から感染の連絡があった場合

児童・生徒、教職員が感染者の場合

児童・生徒、教職員が濃厚接触者の場合

教育委員会に報告

教育委員会

- ・ 臨時休業、学級閉鎖等の実施
- ・ HP等による周知
- ・ 校内消毒作業等指示
- ・ 給食の停止

児童・生徒・教職員

- ・ 出席停止（学校保健安全法第19条）
- ・ 出勤停止（病気休暇または特別休暇）
- ※ 治癒するまで

学校

- ・ 臨時休業等の実施
- ・ 保護者宛て文書配布
- ・ 家庭学習の準備
- ・ 校内消毒作業
- ・ 接触者情報の提供
- ・ 保健所への報告

児童・生徒・教職員

- ・ 出席停止、出勤停止（原則14日間）
- ・ 自宅待機（検温・健康観察）

- ・ 情報の発信
- ・ 教育課程の再編成
- ・ 行事等の見直し

発熱等の場合 検査対象

- ・ 保健所への報告
- 【陽性】・ 出席停止
- ・ 出勤停止
- ※ 治癒するまで
- 【陰性】・ 回復状況次第

健康状態に問題なし
→ 登校・出勤

Ⅲ 臨時休業の対応について

下記の内容は、今後、感染症者の発生やクラスターの発生による感染症の拡大が生じた場合の臨時休業の措置において、学校が対応すべき児童・生徒の学習指導及び、教育課程の再編成について示したものです。

なお、臨時休業中における対応及び、家庭学習の評価については、令和2年度に実施した臨時休業時の対応をもとにしています。

1 児童・生徒への指導について

(1) 学習課題について

ア 臨時休業となった場合、児童・生徒が家庭で学習が進められるよう、学習課題や諸連絡について指導を行う。

イ 課題については、既習事項の復習及び、各教科の教科書に基づく内容を課す。

(2) 児童・生徒の健康状況の確認について

臨時休業中においても、児童・生徒の心身の健康状態等については「健康観察表」へ記入をさせたり、定期的に児童・生徒家庭へ電話連絡や家庭訪問等を行ったりし、健康状況や学習の取組状況について十分把握する。

2 臨時休業による学習の評価について

(1) 家庭学習の評価

教科等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、児童・生徒が家庭等で取り組んだ課題等の成果を適切に把握し、学習評価に反映することができるよう工夫する。

(2) 年間を通した評価の考え方

臨時休業の長期化により、実技を中心とした学習が十分に行えない場合を想定し、提出された課題等の内容により総合的に判断した上で評価するなど、あらかじめ評価方法を設定する。

上記(1)(2)を踏まえ、学校として各教科、総合的な学習の時間等の学習評価の方針を立て、児童・生徒及びその保護者に丁寧に説明する。

(3) 学期末評価

臨時休業中の家庭学習や教育活動再開後の学習（学校での学習と家庭学習）の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価する。

指導の順序を変更した結果、行うことができなかった実技や実習については、次学期以降に学習を行ったうえで評価する。

3 指導内容について

(1) 年間行事計画等の見直し

長期休業日の始期・終期の変更を含めた年間行事計画の変更や年間授業計画の見直しについて、長期休業期間及び土曜日の活用を検討し、必要な変更を行うこと。

また、この間実施した臨時休業により、学習の不足が生じている場合には、年間の学習の際に補う計画を立てるなど適切な対応を行うこと。

(2) 小学校第6学年及び、中学校第3学年

年度中に当初予定していた指導内容は、次年度に持ち越すことなく指導すること。

(3) その他の学年

年度中に当初予定していた指導内容は、次年度の指導計画を立てた上で、持ち越すことができる。その場合には、教育課程届出資料「補足資料6 次年度に持ち越す指導内容」を作成し、教育委員会へ提出するとともに、次年度においても未履修が発生しないよう、確実に次年度の教育課程に反映させる。

4 臨時休業中における学校の措置について

ア 校庭開放については実施しない。

イ 部活動は、屋内外を問わず実施しない。

5 分散登校の実施について

臨時休業後の感染状況によっては、段階的に学校を再開する場合がある。その場合には、分散登校を実施する。なお、感染状況及び、学校の規模から、学年・学級ごとの分散登校を実施する。

6 臨時休校後の留意点

感染症拡大防止の観点から、臨時休校後においても一定の期間は、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い一部の教育活動については、年間指導計画を見直し、指導の順序を変更する等の工夫を行う。なお、その後の措置は感染レベルに応じて対応する。

(例)

- ・体育科においては、身体接触を伴う活動（複数による準備運動やスポーツなど）は、児童・生徒の体力や健康状況を考慮し、基本的な技能や体力トレーニングを行う。
- ・音楽科においては、歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、音楽室等の換気を十分に行い、活動する児童・生徒の前に他の児童・生徒が位置しないよう、窓や壁に向かって、1～2m程度間隔を空けた横1列の隊形や半円の隊形で実施するなどの工夫を行う。
- ・家庭科においては、調理実習は実施しない。

「武蔵村山市小・中学校版 感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）」
武蔵村山市教育委員会

(発行)

第1版 令和2年5月25日

第5版 令和2年9月30日 改訂